

## 司法修習生に対する給費制の復活を求める会長声明

- 1 現在、衆議院法務委員会において、司法修習生の修習費用につき、貸与制を前提として資力要件により貸与金償還の繰延べを可能とする政府与党提出の裁判所法改正案と、暫定的に2年間給費制を復活させ、その間に法曹養成制度全体の見直しを行うことを内容とする公明党提出の裁判所法改正案がそれぞれ審議されており、3月23日の衆議院法務委員会において日弁連副会長が参考人として給費制復活の意見を述べ、27日にも審議が行われる予定となっている。
- 2 裁判官、検察官、弁護士になるための修習を受ける司法修習生に対して修習費用を給与として支給する給費制は、戦後復興のスタートの時期である昭和22年4月16日に成立した裁判所法によって始まった制度であるが、平成23年11月1日、貸与制（自費修習制度）に移行された。現在修習中である65期司法修習生から貸与制（自費修習制度）が実施されており、貸与制（自費修習制度）移行に伴い、大学や法科大学院時代の奨学金だけでなく、修習生時代の貸与金の返済も考える必要に迫られ、また、修習生期間のアルバイト等の禁止（修習専念義務）により無収入となり、裁判所共済制度への加入もないという不安定な生活を余儀なくされており、現在及び将来の返済に対して大きな不安を抱かせた司法修習が行われている。また、司法修習生の就職状況が年々悪化の一途を辿っていることも合わせ、司法修習生は、就職に対する不安、将来の返済に対する不安という二重の不安を抱えながら修習を行わなければならないという深刻な状況となっている。

この宮崎県内においても、20名の司法修習生を迎えており、宮崎県弁護士会は修習生らとの弁護実務修習や懇談会等を通じて司法修習生の現状の声を聞き、大きな不安を抱えながら修習に対応せざるを得ない状況を目の当たりにして、貸与制（自費修習制度）移行は、大きな誤りであることを痛感するところである。

さらに、このような法曹養成制度の不安定な状況を受け、優秀な人材が法曹界を敬遠するようになった結果、法科大学院を志望する者の減少傾向が続き、法曹の質の低下が危惧される事態にもなっている。このことは、単に法曹を目指す者だけの問題ではなく、法曹による司法サービスを享受する国民ひとりひとりが、質の高い司法サービスを受けられなくなるという国民全体の問題であることを示している。

- 3 当会は、平成23年7月の会長声明で「法曹に求められる資質は、司法改革の出発点となった司法制度改革審議会意見書においても、『基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚』等とされているとおり、国家作用の一翼を担うと共に、人権の砦としての機能を備える必要があり、優れた人権感覚・公平且つ高度の判断能力が必要である。そのために、司法試験合格のみで法曹資格を与えるのではなく、法曹になるためには更に司法修習を義務付け、それに対する『専念義務』を課しているのである。『給費制』は、その司法修習専念義務を支える経済的裏付けであり、司法修習の本質をなすものである。」と指摘しており、司法修習制度・司法修習専念義務が課せられる以上は、給費制を廃止することはできないと考える。

法曹養成制度の在り方全体についての検討は、現在政府によって任意に設置され

た「法曹の養成に関するフォーラム」が行っているが、法曹養成の重要性に鑑みると、行政省庁の申し合わせのみによって開催されている同フォーラムではなく、立法に基づく組織によってこれを行わせることが必要であり、貸与制（自費修習制度）移行の問題も、改めて、適正な組織による再検討が図られるべきである。

- 5 当会は、上述したような現在の国会情勢に鑑み、27日以降の審議及び決議において、現時点での修正案（公明党提出案）に基づき法曹養成制度についての抜本的な見直しを立法に基づく組織で2年以内に行うこと、その間は暫定的に給費制を復活させることを内容とする裁判所法の改正がなされるよう、ここに改めて強く求めるものである。

平成24年（2012年）3月26日

宮崎県弁護士会  
会長 近藤日出夫